④　顧客管理態勢の不備

当社は、大規模なマーケット・フェイルを発生させたことを受け、マーケット・フェイルが発生した場合には、受注停止する等の措置を講じたとしているにもかかわらず、同一顧客が同一銘柄について発生させたフェイルに起因して発生したマーケット・フェイルが未解消の状態のまま、当該マーケット・フェイルの原因となるフェイルを発生させた顧客からの空売り注文を受託し、その結果、同一銘柄について多数回にわたる連続したマーケット・フェイルを発生させた。

⑤　売買審査態勢の不備

イ　当社においては、法務部に届け出された内部者情報レポート（法人関係情報を記載）のうち、届出後に取引があった一部の銘柄について、売買審査システムに当該銘柄コードの登録漏れが生じていたことに起因して、売買審査が行われていなかった。

ロ　当社においては、ＥＢ債の参照価格としている株式の銘柄について、ＥＢ債の評価日がシステム上適切に表示されないこと等に起因して、評価日に自己勘定で売買のあった銘柄の大半について売買審査が行われていなかった。

⑥　自己売買における不公正取引を防止するための内部管理態勢が十分でないと認められる状況

イ　当社は、株式取引高の大半を自己売買が占めているという状況にありながら、自己売買については、フロントランニング、空売り規制違反についての審査は行っていたものの、その他の不公正取引を防止するために必要な売買審査基準の検討・策定を行っておらず、実際に売買審査も行っていなかった。また、当社の監査部署においては、自己売買担当部署に対する年１回の社内監査において、不公正取引を監査項目としておらず、実際に監査も行っていなかった。

ロ　当社は、自己売買に係るポジション管理を行うに当たり、保有限度額が遵守されているかどうかについて確認していないなど、社内ルールを遵守するための手段を講じていなかった。

ハ　当社においては、保存義務のある自己売買に係る不出来、訂正及び取消伝票を保存しておらず、自己売買に係る不公正取引の事後検証が十分に行える態勢となっていなかった。

ニ　当社は、自己売買担当者に対し、不公正取引の防止を含めた自己売買に係るコンプライアンス研修等を全く実施していなかった。

⑦　法人関係情報の管理態勢の不備

当社は、日本証券業協会の「有価証券の引受け等に関する規則」の改正（平成19年７月１日）を受けて、社内規程を改正し、当社主幹事により上場した会社に対して次の決算終了までの間、毎月、月次決算数値の報告を受けることとしている。こうした中、当社においては、当該改正以降、引受審査部が月次決算資料を入手していた会社に関し、いずれも業績の下方修正に係る法人関係情報を取得していたにもかかわらず、売買審査部へ報告していなかった事例が認められた。

⑧　空売り未然防止態勢の不備

当社においては、売付注文で多数回にわたってフェイルを発生させる顧客が存在するか否かの調査を実施する部署が定められていないことに起因して、フェイル発生顧客に対する発生理由等の調査が行われなかった。また、同一顧客が実売りの注文で多数回にわたりフェイルを発生させている事実を把握していないことに起因して、当該顧客の注文が空売りであったか否かの観点での確認が行われなかった。

⑨　内部者登録に係る内部管理態勢の不備

イ　当社の顧客Ａは、社内規程上、内部者登録を必要とする者である「発行会社の本店の部長」に該当するにもかかわらず、当社営業員が、口座開設時に内部者登録カードの作成を失念したため、内部者登録が行われなかった。その結果、顧客Ａが同人の所属する発行会社の株式を売却しているにもかかわらず、当社における売買審査が行われなかった。

ロ　当社営業員は、顧客Ｂについて、社内規程上、「発行会社の支店長」に該当するため、内部者登録を必要とする者に該当すると認識したにもかかわらず、顧客Ｂが口座を開設したときに内部者登録を行っていなかった。また、当社営業員は、顧客Ｂについて、当社の口座開設申込書を再徴取した際に、「発行会社の取締役」であったことから、内部者登録の必要がある旨を当該申込書に記載したにもかかわらず、その後内部者登録を行っていなかった。

⑩　法人関係情報の不十分な管理態勢

当社においては、当社が直接関与しないＭ＆Ａ案件等の法人関係情報についても登録・管理が必要であるとの趣旨を社内規程に定めているものの、海外関連会社が主担当となり当社が関与するグローバルなＭ＆Ａ案件について、法人関係情報の登録が漏れ、管理が行われなかった事例が認められた。

⑪　ＤＭＡ取引に係る不十分な売買審査態勢

当社における価格形成に係る売買審査は、コンプライアンス部門が、社内規則で定める基準（以下この⑴⑪において「審査基準」という。）に基づき抽出された取引の内容を審査する態勢となっている。しかしながら、審査基準に基づき抽出された価格形成等の問題があると疑われるＤＭＡ取引について、コンプライアンス部門がフロント部門に対して、当該取引を行った顧客に買付理由等を確認するよう依頼したにもかかわらず、フロント部門が当該顧客に対して十分な確認を行っていないなど、当社におけるＤＭＡ取引に係る売買審査態勢には不備が認められた。

⑵　投資者保護に関するもの

①　訂正目論見書の未交付〔金商法第15条第４項〕

当社は、金融商品取引法第７条の規定に基づき投資信託委託会社が有価証券届出書を提出している投資信託受益証券33銘柄について、当該委託会社から当該訂正届出書に記載された事項を記載した目論見書を受領しているにもかかわらず、110顧客に対して、訂正目論見書ではなく訂正前の有価証券届出書に記載された事項を記載した目論見書を交付し、当該投資信託受益証券を取得させた。

②　誤解を生ぜしめるべき表示をする行為〔金商法第38条第６号に基づく金商業等府令第117条第１項第２号〕

当社は、当社がマーケットメイクを行うカバードワラントの自動停止機能等について、「外国証券内容説明書」に一定の記載があるものの、取引が自動的に停止すること、取引停止の頻度及び取引停止の理由につき、顧客がその実態を正確に把握可能な内容であるとまでは認められず、顧客に誤解を生じさせうる表示をしていた。

③　金融商品取引契約の勧誘に関して誤解を生ぜしめるべき表示をする行為〔金商法第38条第６号に基づく金商業等府令第117条第１項第２号〕

当社は、毎月分配型の投資信託の勧誘資料において、分配額が運用状況において変動するものであるにもかかわらず、その旨の注意書きもなく「分配金が、１口に対し○円入ります。」と断定的な表現の記載を行っている。また、各基準日の過去１年分の実績を見ると、付加配当がなされたり、毎月の分配金が変動しているものがあるにもかかわらず、当該分配金に12を掛けて「年間分配金」と記載している。さらに、「年間分配金」を現在の購入価格で割り返したものを「概算年利回り」と称して記載しているが、当該利回りは将来的に毎月の分配金が変動なく１年間支払われ、かつ、基準価額も１年間全く変わらないという条件に基づく仮定の数字であるという旨の説明が記載されていない。